

## 令和2年第12回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和2年12月21日（月）午後1時30分  
場 所 キクロス大研修室  
出席者

教育長	渡 邊 和 博
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	芹 川 幸良子
教育委員	渡 邊 和 雄（欠）
教育部長	木 下 徳 幸
菊池市生涯学習センター長	木 村 利 昭
教育審議員	田 嶋 浩 紀
学校教育課長	安 武 睦 夫
生涯学習課長	山 本 美千代
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	原 田 景 子
菊池市中央公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課指導主事	上 田 浩一郎
学校教育課総務課長補佐	富 田 信 幸

17 / 18人

日 程

1. 開 会
2. 議事録の承認について
3. 教育長の報告
4. 議案案件
  - 議案第69号 菊池市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
  - 議案第70号 菊池市市民会館あり方検討委員会における公募委員の選考に関する要領の制定について
5. 報告案件
  - 報告第29号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2020年11月）
6. その他
7. （教育委員会各課からの事務連絡等）
  - ①行事予定について
  - ②新型コロナウイルス感染症について
  - ③菊池市総合計画策定委員会委員の推薦について

④次回の教育委員会議

(通常) 令和3年1月21日(木) 13:30 キクロス大研修室

菊之池小ICT機器を活用したモデル授業 15:00~16:30

⑤新年会の開催について 令和3年1月29日(金) 予定

## 開会

渡邊教育長 皆さん、こんにちは。本日は暦を見ると冬至ということで、季節の節目を表しているところですが、年末の慌ただしい時期を迎えます。連日の報道のとおり、コロナ対策には一層の厳しさがが必要です。18日の金曜日には県からの通知がありまして、集中対策期間として12月18日までであったのが1月11日まで延長されております。それから、年末年始における対策の要請がありました。そのような中ではございますが、朝は連日冷え込んでおります、どうぞ教育委員の皆様には御自愛願いたいと思います。

それでは、ただいまから令和2年第12回菊池市教育委員会を開会いたします。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、会議次第に従いまして、「令和2年第11回菊池市教育委員会の会議録の承認について」を議題とします。

教育委員会会議規則第14条の第2項の規定により、令和2年第11回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんか。よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議がありませんので、令和2年第11回菊池市教育委員会の会議録については、承認することに決定いたします。

続きまして、教育長の報告を議題とします。私から報告をいたします。

別紙1枚です。12月は定例教育長会議が中止になりまして、また、市内の校長会議等も予定しておりませんでしたので、動静と今後の予定を報告いたします。

まず1番、動静についてですけれども、主なものだけを紹介いたします。11月20日、七城中学校中間期訪問、同じく24日、菊之池中学校中間期訪問、25日、泗水東小学校中間期訪問、同時に小川奨学金の審査会を行っております。また、菊池高校の学校運営協議会にも参加しております。町内では新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しております。11月26日、菊池北小学校中間期訪問、それから27日、市議会が開会いたしております。市議会関係その後に記載しておりますので、御覧ください。

12月8日、叙勲伝達ということで、元泗水小学校長、古市利幸先生が瑞宝双光章を受けられましたので、その伝達に参っております。

12月11日、花房小学校中間期訪問、当日、教育振興基本計画作成会議を行っております。14日、隈府小学校中間期訪問、同時に菊池市内の校長異動ヒアリングを行っております。

15日、史跡巡りDVD試写会ということで、これは例年12月上旬に諸学生を対象に菊池かるた大会を実施しておりましたけれども、本年度は中止にしましたので、その代わりになるものとして、かるたに紹介されている史跡を巡って、その紹介のDVDを生涯学習課社会教育係、あるいは社会教育指導員の

皆さんが合同でつくられましたので、その試写会をしております。後日、小学校、中学校等に配布予定です。

12月16日、七城小学校中間期訪問、16日で全部の小中学校中間期訪問は終わりました。同日、菊池市内の校長異動ヒアリング、それから17日、市内教頭会議、それから菊池市教育支援委員会、12月18日は市議会が閉会されました。そして、本日、菊池市教育委員会議、そして総合教育会議がその後に予定されています。

2番目ですが、今後の予定としまして、12月22日、第1回目の教育長・校長異動ヒアリングがあります。

24日が教育振興基本計画作成会議、その日が小中学校につきましては後期前半の終了となります。

25日、菊池市教育振興小川奨学金奨学生の二次審査がございます。同日、仕事納め式があります。

28日月曜日、市の消防団の年末警戒が入ってございましたけれども、これは中止となりました。年末警戒自体はございますけれども、私が出席するのは中止になりました。

それから、1月4日、仕事始め式、それから1月8日、小中学校の後期後半が開始となります。

1月10日日曜日、菊池市成人式、それから14日、管内教育長会議、17日、菊池市消防団出初式、18日、市内の小中学校長会議、それから1月20日、第2回目の教育長・校長異動ヒアリング、そして21日に菊池市教育委員長会議、この日にその後にICT活用の授業参観、菊池小学校に訪問する予定でございます。

以上、今回の報告といいますのは、動静と今後の予定ということで話をさせていただきました。

ただいまの教育長報告について質疑はございませんか。

江藤委員、どうぞ。

江藤委員 今年、25日が仕事納め式なのですね。

渡邊教育長 今年度はそういう形になっております。業務自体は28日まで行います。

江藤委員 分かりました。

渡邊教育長 ほかございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 ないようですので、これで教育長の報告については終わります。それでは、これより議事に入ります。

議案第69号菊池市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

安武課長、どうぞ。

安武学校教育課長 案の2ページをお願いいたします。

議案第69号菊池市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について、菊池市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように制定するものとする。

令和2年12月21日。

提案理由でございますが、印影の刷り込みおよび電子公印の規程がないため、規程の一部を改正する必要がある。これが訓令案を提出する理由であるということで、これまで表彰状だとか就学通知に対しまして刷り込みというのものがございましたが、慣例で行っておりました。これを市長部局の規程に合わせまして教育委員会部局のほうも改正するものでございます。

開いていただきまして、3ページが改正する訓令の改正案になっております。4ページが公印刷込み承認願の様式第4号、それから5ページが公印印影原寸外出力使用申請書で第5号となっております。

新旧対照表のほうで説明したいと思えます。資料の7ページを御覧ください。

まず、第7条でございますが、必要事項の調査等ということで、これまで「学校教育課長は、期間を定め、公印保管課の公印の保管、使用その他公印について必要な事項を調査し、その状況を教育長に報告しなければならない」というふうになっておりましたが、期間ということでは、毎回毎回はやっておりますんで、許可を毎回いただきますので、そこで確認もできるということで、改正案としましては「期間を定め」を「必要に応じて」というふうに改正をすることでございます。

あと、印影の刷り込みと電子公印というものの第11条と12条をここに入れたところでございまして、印影の刷り込み第1条につきましては、「公印の押印を必要とする文書の件数が著しく多く、かつ、一葉ごとに公印を押印することが特に困難であると認められるものについては、原寸のまま又は縮小して、公印の印影を刷り込むことができる」、第2項、「前項の規定により公印の印影を刷り込もうとする場合には、学校教育課長に公印刷込み承認願（様式第4号）を提出して、その承認を受けなければならない」、次に第12条で電子公印でございまして、「コンピュータシステム（コンピュータ及びその関連機器により構成されたシステムをいう。以下同じ。）を利用して公印を押すべき証明等の事務を行うときは、当該コンピュータシステムに記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を出力することにより、公印の押印に代えることができる」と。

第2項、「電子公印の使用に当たり、作成する文書の用紙の大きさその他の理由により別表に定める寸法によることができないときは、あらかじめ、公印印影原寸外出力使用申請書（様式第5号）により学校教育課長の承認を受けなければならない」、第3項、「電子公印を使用する事務の主管課長は、不正使用そ

の他事故を防止するため、当該電子公印について適切な管理等を行わなければならない」ということで、まず第11条は印影の刷込みということで、実際の公印は朱肉をつけて押すわけですが、かなり枚数が多い場合は刷り込みにしていただきたいというのがよく学校の表彰状とかでございます。

あと、12条関係では就学通知とかが印影の大きさを小さくしないとなかなか入らないというときに、大きさを変えて印影をそこに刷り込むということもでございます。そういうことで、11条、12条にその例文を追加したところでございます。

それに合わせまして、左側でございますが、11条を2条追加したことで13条、12条を14条、13条を15条と繰り下げたものでございます。また、様式のほうも4号、5号と2つの新しい様式を追加しましたので、現在の4号を様式6号に繰り下げるものでございます。

以上が今回の改正の内容となっております。以上です。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑、御意見はありませんか。  
生田委員、どうぞ。

生田委員 すみません、細かいことで申し訳ないのですが、最後の電子公印の適切な管理が書いてありますが、具体的にはどういう方法を考えているのでしょうか。

渡邊教育長 安武課長。

安武学校教育課長 適正な管理と申しますのは、公印の管理は学校教育課長が行うというふうになっておりますので、私のほうできちんと確認をしたいと思っております。いわゆる申請以外のものに活用したりすることがないように管理をしたいと思っておりますし、実際、年間どれぐらいの量のものを使うのか、ということも確認したいと思っております。  
以上でございます。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。生田委員どうぞ。

生田委員 データ化すると、ネットとつながってデータが教育委員会外へ出てたり、不正アクセスがあったりするんで、非常に便利な反面、危ないところがあると思います。この主管課長というのは使われる課長の話ですよ。主管課長がどう管理するかとか、そこら辺きっちりやっついていかないと危険もあると思いますので、当然お考えだと思いますが、よろしく願います。

渡邊教育長 不正アクセス時にブロックとか、そういう件について具体的なことですね。  
どうぞ、安武課長。

安武学校教育課長 今回の電子公印というのは誰でもが扱えるものではございませんで、印刷のときに印影を書き込むみたいなのです。伝票で印影が必要なときなど等に書き込んでいくようなものを指しています。例えば、今、就学通知の例を言いましたけども、就学通知書という様式がある中に、その該当の案件を書くのに合わせて印影自体も印刷をするというものでして、他の方がそれを勝手に落とし込むとか活用するとかということではできません。ですから、あくまでも印刷時のみしか使えないという規程になります。そこは各会社に委託をしておりますので、その会社のほうに設計をしていただいて、印刷をするというやり方が今現在使っている電子公印の取扱いになりますので、決められた印刷物以外にはできないというような制限をかけています。

渡邊教育長 よろしいですか。

生田委員 はい。

渡邊教育長 ほかにございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。  
議案第69号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第69号は原案のとおり可決することに決定します。  
続きまして、議案第70号菊池市市民会館あり方検討委員会における公募委員の選考に関する要領の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。  
山本課長。

山本生涯学習課長 それでは、議案書の9ページをお願いします。

議案第70号菊池市市民会館あり方検討委員会における公募委員の選考に関する要領の制定について。

菊池市市民会館あり方検討委員会における公募委員の選考に関する要領を次のように制定する。

提案理由といたしまして、市民会館あり方検討委員会における公募委員を選考するに当たり、要領を制定する必要があるため、この要領案を提出するものです。

なお、この公募につきましては、さきの市民会館あり方検討委員会条例におきまして、委員16名の選出については、関係機関及び関係団体の代表者、そ

れから学識経験者、そしてその他としており、今回その他の2名を公募委員として選考を行うものです。

内容につきましては、10ページを御覧ください。

第1条におきまして、あり方検討委員会におけるその他の委員のうち、公募委員の選考について必要な事項を定めるものとするとしております。

第2条で、公募委員の数を2人以内とし、第3条の応募資格で、市内に住所を有する者又は市内に通学もしくは勤務する者で、18歳以上の者、さらに継続して委員会に出席できる見込みのある者としております。

なお、括弧内の「ただし、市の特別職、市の常勤の一般職及び市議会議員を除く」としてありますが、あり方検討委員会条例の第1条におきまして、広く市民の意見及び提案等を反映させることを念頭に公募を行うことから、今回、市行政に関連のある市の特別職等を除いております。

第4条では、公募方法につきましては、市のホームページ及び広報回覧文書で周知することとし、応募者は13ページ及び14ページの別記様式の応募用紙を提出しなければならないとしております。

次に、選考会につきましては、第5条で公募委員を選考するため、公募委員選考会を置くこととし、第2項で、12ページの上段、別表第1に掲げるものをもって組織することとしております。

第3項で、選考会に会長を置き、会長は教育部長を充てることとし、第4項で必要に応じて会長が招集するものとしております。

第6条で、選考会は同じく12ページの別表第2の選考基準により選考するものとしておりますが、表内の各項目の評価につきましては、応募用紙の2枚目となります14ページのそれぞれの記載内容を参考に5段階評価で採点し、得点合計上位者の中から、男女、年齢等の比率等を踏まえて選考するものとしております。

選考結果の通知につきましては、第7条で応募者全員に通知するものとし、第2項で選考結果の開示については得点のみ応募者本人に開示するものとし、開示方法については、記載のとおりです。

最後に、選考会の庶務については、生涯学習課において処理するものとし、この要領は令和2年12月21日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑及び御意見はありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。

議案第70号は、提案のとおり可決することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし



渡邊教育長 異議なしと認め、議案第70号は原案のとおり可決することに決定します。

続きまして、報告案件に移ります。

報告第29号菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況の説明を事務局よりお願いします。

長尾指導主事、どうぞ。

長尾学校教育課指導主事 失礼します。それでは、報告をいたしますので、お手元のいじめ、不登校の報告案件資料を御覧ください。座ったまま報告を始めさせていただきます。

では、2ページを御覧ください。

1段目のグラフは、30日以上欠席している不登校児童生徒数の経年推移のグラフを示しています。11月末時点での不登校の数は68名です。昨年度の11月時点での数と比較しますと、昨年度は58名でしたので10名多いという状況です。

2段目のグラフには、小学校別の不登校児童生徒数を示しております。11月末までの不登校は、小学生は先月から3名増加して23名、中学生は先月より4名増えて45名、合計は先月より7名増えて68名となります。

3段目のグラフですが、平成20年度からの不登校数の経年推移を示しています。昨年が過去最高であった68名で、もう既に並びましたので、本年度はそれを上回ることが予想されます。

続きまして、資料の3ページのグラフを御覧ください。

1段目のグラフですが、10日以上30日未満欠席している不登校傾向の児童生徒数、11月末現在で31名となっています。内訳ですが、小学生が14名で、中学生が17名となっています。

2段目のグラフは、11月末時点の不登校児童生徒数を学年別に見たものになります。

さらに、3段目は、不登校傾向学年別に表したものになります。

次のページのグラフを御覧ください。

不登校と不登校傾向を合わせた99名の学年別のグラフになります。気になる学年は小学校6年と中学校1年、中学校3年です。その中でも、中学校1年は先月と比較しましても特に増加傾向にある学年ですので、注意深く見守っていく必要があります。

その下ですが、こちらは99名の不登校児童生徒の要因、それと関係機関との連携を載せています。不登校の要因は、不安、次いでその他、無気力、人間関係の順となっております。その他の要因が多いということで、昨年度の11月末時点での不登校と比較をしてみました。すると、昨年度の11月末時点で58名中14名がその他の要因でした。割合にすると24%でした。本年度の68名のうち25名が不登校の要因はその他となっておりまして、割合は37%となっておりました。比較をすると、13ポイントもその他という理由が

増加しているということが分かりました。不安でもなく無気力でもなく人間関係でもない分類できなくて、理由が分からないで不登校になっている児童生徒が昨年度と比べると多いということは、ひょっとしたらコロナの影響で不登校になっている児童生徒が多いということが考えられます。

さらに、その影響が不登校の数となって表れる可能性が大きいので、不登校の要因をしっかりと突き止めなければ解消にはなりませんので、学校には早急の原因追及を求めているという状況です。

関係機関ですが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子育て支援課や福祉課、児童相談所、学校教育課、適応指導教室、医療機関等を示しておりますが、11月末時点では99名のうち51名がスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いずれかにつながっております。何らかの関係機関とつながっている子供は67名となっております。学級担任の視点だけでなく、心の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家でもあるスクールソーシャルワーカーに意見をもらうことは、不登校の解消にとっても重要なことです。関係機関につながっている児童生徒の数というのは増えている状況ですが、登校児童生徒数が増加していることもあり、割合的にはほとんど変わっていないのが現状です。今後も学校へは関係機関に、特にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーには早くつなげていただくようお願いしていきたいというふうに考えています。

資料の5ページを開けてください。

いじめの報告のグラフを載せております。11月のいじめの報告ですが、中学校ではなくゼロで、小学校では2件の報告を受けております。小学校のいじめ事案ですが、学級で嫌がらせを受けるという状況を該当児童本人の保護者から担任に相談があり、校長と教頭も指導することで解決に向かっているという報告を受けております。

もう一つの事案ですが、定期的に行っている学校独自のいじめアンケートで、冷やかしかからかいを受けているという児童の実態が分かりました。加害児童とその保護者には被害に遭った児童に謝罪を行い、被害児童のカウンセリングを継続して行っているという報告が上がっております。

3段目のグラフです。こちらは11月の適応指導教室利用状況を示しています。11月末時点で26名の子供たちが申請をしています。4教室で一番多かったのは学習、進路についての相談と対応です。適応指導教室の指導員が学習を行う中で、平仮名や数字を書けない児童の実態が分かったという情報や聴覚過敏の疑いがあり、特別支援教育の視点から学校と連携を取ることができたという事例がありました。4名の適応指導教室指導員には、それぞれ子供たちや保護者への丁寧な対応と学校との連携を積極的に取り組んでいただいています。

今回の資料には掲載することができませんでしたが、菊地教室で12月16と17日に分けて、お菓子の家づくりというのを行いました。コロナウイルス感染症のため子供たちだけの少人数の交流会でしたが、クッキーをつなげてつくった家にチョコレートや生クリームでデコレーションして、おいしそうなお

菓子の家をそれぞれつくることができました。参加した子供の学校にはぜひ見に来てくださいと呼びかけをしていましたので、見にいっちゃった先生方には、楽しく会話しながら活動する姿を初めて見たという先生もいらっしゃいました。つくったものについては持って帰りました。子供の中には仕事で遅く帰るお母さんと一緒に食べますと、うれしそうに持って帰る姿が大変印象的なお子さんもいらっしゃいました。

泗水教室も今月実施する予定でしたが、コロナの影響を考慮し、七城教室と泗水教室については、来年1月に交流会を実施する予定となっております。

それでは、資料の7ページから9ページにかけてですが、心の教室相談利用状況を示しております。

11月の心の教室相談件数は先月の107件から115件となっております。五つの心の教室に寄せられた相談内容で多かったのは、対人関係についての相談が最も多く、次いで不登校、学業、学校・教師との関係についての相談が上がっています。

相談の形態としましては生徒からの相談がほとんどで、生徒同士の対人関係での悩みを相談しているという状況です。

中学校3年生については、進路への不安もあり、相談室への来室と相談員との会話で心が落ち着く時間となっているようです。また、適応指導教室の子供たちと一緒に給食をとりながら、学校生活についての相談を受けているという報告も上がっています。今後もよい相談体制をさらに整えてほしいと思います。

資料の9ページを御覧ください。

菊池市スクールソーシャルワーカーと学校支援コーディネーターの相談利用状況を示しております。

2段目のクラブですが、菊池市のスクールソーシャルワーカーへの相談件数となります。10月は先月の33件から19件となっています。相談、対応内容としましては先月と同じく家族、家庭の状況に関する相談が多くあり、次に心身に関する相談、生活リズム、生活の乱れが上がっています。非行問題行動の相談はありませんでした。

3段目のグラフは、学校支援コーディネーターの相談件数となっています。10月と同様、不登校に関する相談を中心に関わっています。

報告は以上となります。

渡邊教育長 ただいまの報告について、質疑及び御意見はありませんか。

芹川委員、どうぞ。

芹川委員 8ページの旭志中の心の教室なのですが、この対人関係についての24人というのが全体に対して少し数が多いかなという印象なんですけれども、生徒たちからだと思うのですが、何か話せる範囲で御報告がありましたらお願いいたします。

渡邊教育長 今回の質問はいいですか。どうぞ。

長尾学校教育課指導主事 いつも固定化された中学校3年生の二、三人の女の子が心の教室の相談員の下に行って休み時間、人間関係についての愚痴を言って相談をしているということがあがっています。ただ、そこでいろいろ自分の思いを相談員の先生に聞いていただくことでストレスを解消して、次の授業に前向きに向かっているというふうな報告を受けております。それで数が多いということです。

芹川委員 ありがとうございます。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。

芹川委員 はい。

渡邊教育長 ほかありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、次に、その他になります。事務局から何かありませんか。ないですか。いいですか。

事務局一同 なし

渡邊教育長 教育委員の皆様、ほかございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。お世話になりました。ありがとうございました。

— 了 —